

**農業・農村の動向等に関する  
年 次 報 告**

平成 14 年 9 月

福 島 県



# 目 次

## I 農業及び農村の動向

1	平成13年度の特徴的な動き	1
2	農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちよく状況 (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)	5
3	農業構造	7
4	農用地の整備	9
5	農家所得	10
6	農業生産	10
7	地方の動向	18

## II 農業及び農村の振興に関して講じた施策

1	「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の発足	25
2	環境と調和した園芸産地の育成・振興	27
3	意欲ある担い手の育成	28
4	地域特性を生かした農業の振興	29
5	県産農産物の消費拡大	34
6	環境と調和した農業の推進	37
7	農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化	38

※参考資料	(「福島県農業・農村振興条例」全文)	41
-------	--------------------	----

この報告は、福島県農業・農村振興条例第20条の規定に基づき、平成13年度を中心とした農業及び農村の動向並びに平成13年度に農業及び農村の振興に関して講じた施策について行うものです。

なお、農業及び農村の動向については、平成14年5月時点で把握可能な各種データ(農林水産省東北農政局福島統計情報事務所発表によるものを基本とし、適宜、県調べによるものも使用)を基に記述しました。

また、農業及び農村の振興に関して講じた施策については、本条例第19条に基づく基本計画である「うつくしま農業・農村振興プラン21」による、平成13年度の県施策等の状況を記述しました。



# I 農業及び農村の動向



# 1 平成13年度の特徴的な動き

## (1) 農業気象の経過及び農作物等気象災害の状況

平成13年度の農業気象は概ね全般的に順調に推移したため、農作物等気象災害については、春の凍霜害が約2億1千万円の被害となりましたが、年間を通じた被害総額は約3億5千万円にとどまり、ここ20年間で最も少ない状況でした。

### ～平成13年度4半期別の農業気象等推移状況～

#### 《4～6月》

高気圧に覆われる日が多く、4月は記録的な小雨となり、その傾向は5月下旬まで続きました。この間、凍霜害は4回、ひょう害は3回発生しました。

#### 《7～9月》

太平洋高気圧の勢力が例年に増して強く、高温、小雨、多照となりました。梅雨明けが平年より早く7月7日ころとなり、高温による家畜等の被害が発生したほか、2回の台風害がありました。

#### 《10～12月》

気温の変動が大きい状態が続きましたが、平均気温はほぼ平年並となりました。この間の農業気象災害はありませんでした。

#### 《1～3月》

冬型の気圧配置となることが少なく、冬期間全体には暖冬傾向で推移しました。雪害は2回、風害は1回発生しました。

## (2) BSE（牛海綿状脳症）緊急対策の展開

平成13年9月、国内初のBSE（牛海綿状脳症）に感染した乳用牛が千葉県で確認され、その後、平成13年度末まで国内で合わせて3例の感染牛が確認されました。

このため、牛肉の需要が著しく落ち込み、枝肉や子牛の価格が急落するなど、肉用牛経営を取り巻く情勢は極めて厳しいものとなりました。

このことから、県は「平成13年度福島県BSE緊急対策」として、①防疫対策、②畜産経営安定対策、③流通・消費対策を柱とする、生産から流通・消費にわたる総合的な施策を積極的に展開いたしました。

～平成13年度福島県BSE緊急対策の概要～

① 防疫対策の推進

県家畜保健衛生所におけるBSE診断体制の強化、肉骨粉の焼却処分の推進等

② 畜産経営安定の推進

大家畜経営維持資金の融通、肉用子牛の出荷調整支援、肥育もと牛の導入支援、高齢牛の流通円滑化及び価格安定対策の推進

③ 流通・消費対策の推進

福島県食肉流通センターにおける焼却施設の整備支援、在庫県産牛肉買い上げ支援、パンフレットや新聞等を活用した正確なBSE情報の提供、主要な出荷先である首都圏での販売消費PR、県内での「福島牛安全・安心セミナー」等の開催

(3) 「食」の安全確保に向けた取組み

平成13年度においては、BSEの発生を契機とする食肉の虚偽表示をはじめ、食品全体にわたって国内各地で偽装表示事件が相次ぎ、大きな社会問題となりました。

このため、県としましては県産農産物の安全性を高めるため、JAS法等をはじめとする各種表示制度の適正な運用について、生産者や卸売市場等の流通段階等への指導を実施したほか、「食品表示110番」の設置等による消費者への積極的な情報提供に努めました。

また、近年の我が国の「食」を巡る情勢の変化に伴い、いわゆる「食」と「農」の距離が拡大していることを受け、健全な食生活の推進による県民福祉の向上を目指して、国が定めた「食生活指針」の定着・普及を図る研修会等の開催など積極的な活動を展開しました。

～福島県「食品表示110番」の設置状況～

- 設置年月日 平成14年2月25日
- 設置場所 園芸振興課内
- 情報提供及び問い合わせ件数 49件（設置日～平成14年3月末日）

(4) グリーン・ツーリズムの推進

「グリーン・ツーリズム（都市住民が、緑豊かな農山漁村において、その自然、文



化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)」については、単に都市住民の旅行の一形態にとどまらず、本県の農山漁村地域、とりわけ県土の大半を占める中山間地域の活性化を図る上で、有効な手法となっています。

近年は、主に都市からの旅行客の受入という観点から、中山間地域全体の活性化を目指し、地域のコンセンサスを基本としたむらづくりの一環として推進する動きが見られます。

グリーン・ツーリズムの全県的推進組織としては、「福島県グリーン・ツーリズム促進協議会」が平成11年4月に設立され、地方でも県南、会津、南会津、相双の4地域で推進協議会が設立され、地方の特性を活かした取り組みがなされています。さらに、市町村段階においても、平成14年5月現在で、公的推進組織が32、民間主体の推進組織が33、計65の組織が設立されています。

また、グリーン・ツーリズムに取り組む地域のリーダーとして期待されている「グリーン・ツーリズムコーディネーター」については、平成11～13年度の当該育成塾の受講者数が計72人にまで拡大しています。

この他、主に首都圏の旅行エージェントや学校関係者等へ配布するグリーン・ツーリズム総合情報誌「ふるさと体験福島」を1万部作成するとともに、県のホームページにその内容を掲載しました。

この結果、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、延べ196,309人（平成13年12月末現在）まで増加しました。

#### (5) 農産物直売等アグリビジネスの展開

本県の多様な地域資源を活用した農業をベースとする産業の複合化（アグリビジネス）は、農産物の加工をはじめ、直売、農家レストラン・民宿、観光農業への展開など、近年、活発な動きを見せています。

特に、「食」の安全・安心を求める声が大きく高まる中で、アグリビジネスへの取り組みは、農家所得の向上や農業経営の発展、とりわけ女性農業者の経営参画や起業化の促進を助長する有効な手段として、今後とも加速するものと考えられるため、さらなる付加価値の付与により、個別経営はもとより地域全体の振興につながるよう、関係機関をあげた支援が必要です。

平成13年度現在のアグリビジネスの主な展開状況（県調べ）

項 目	数 値	参考(平成11年)	備 考
農産物加工施設数	52ヵ所	48ヵ所	組織的に運営され、年間を通して稼働している加工施設
農産物直売施設数	134ヵ所	128ヵ所	組織的に運営され、定期的に稼働している直売施設
農家レストラン数	41ヵ所	—	農業者が本業の他に、飲食業等を営業している施設
農 家 民 宿 数	76ヵ所	—	農業者が本業の他に、民宿業等を営業している施設

(6) 「地産地消」の推進

地域で生産されたものを地域で消費するという「地産地消」については、近年、全国的にその動きが顕著となってきており、本県においても、平成14年2月、県政全般にわたってその考え方を活かした推進方策を展開することを目的に、「福島県地産地消推進会議（議長；副知事）」が設置されました。

県農林水産部としては、地産地消の中でも重要な位置を占める「県産農林水産物の消費拡大」を強力に推進するため、お米や青果物などの各分野において、量販店や学校給食へのアプローチや消費者の組織化を図るなど、生産と消費の相互理解・交流を図る取組みを進めていくこととしています。

また、平成13年度においては、農林水産部と教育庁が連携し、農林水産省福島統計情報事務所やJA福島中央会等と検討を重ねながら、地産地消の理念の下、次代を担う子供たちに対して行う「食農教育（しょくのうきょういく）」の推進に取り組んできました。

特に、これまで県内の小学5年生全員へ作成・配布してきました社会科副読本「ふくしまの農林水産業」に加え、平成13年度から始まった総合学習用のテキストとしても使用できるCD-ROM「健全な食生活と福島県の農林水産業」を作成し、各小学校へ配布しました。

## 2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進ちょく状況 ——— (「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

### (1) 農家数

項 目	単位	現 状 (平成11年)[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成13年)[C]	C/A%	C/B%
農家数	戸	115,480	104,300	109,850	95.1	105.3
うち 販売農家	戸	95,720	82,300	90,240	94.3	109.6
うち 主業農家	戸	11,670	10,200	15,260	130.8	149.6
うち 65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	12,960	127.2	129.6
うち 準主業農家	戸	22,810	18,000	27,370	120.0	152.1
うち 副業的農家	戸	61,240	54,100	47,610	77.7	88.0

### (2) 農業就業人口 (販売農家)

項 目	単位	現 状 (平成11年)[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成13年)[C]	C/A%	C/B%
農業就業人口	人	136,720	103,000	143,530	105.0	139.3
うち 男性	人	58,620	43,600	60,740	103.6	139.3
うち 女性	人	78,100	59,400	82,790	106.0	139.4
うち 65歳以上男女計	人	71,700	54,900	80,650	112.5	146.9

### (3) 耕地面積

項 目	単位	現 状 (平成11年)[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成13年)[C]	C/A%	C/B%
耕地面積	ha	160,000	154,700	157,400	98.4	101.7
うち 田	ha	112,000	109,800	110,800	98.9	100.9
うち 畑	ha	48,000	44,900	46,600	97.1	103.8

(4) 農業粗生産額

項 目	単位	現 状 (平成11年)[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成12年)[C]	C/A%	C/B%
米	百万円	118,790	124,200	111,240	93.6	89.6
麦類	百万円	130	700	100	76.9	14.3
豆類	百万円	1,280	5,700	1,360	106.3	23.9
雑穀	百万円	770	2,100	440	57.1	21.0
園芸作物	百万円	95,150	135,300	89,090	93.6	65.8
うち 野菜	百万円	55,960	84,000	52,500	93.8	62.5
うち 果実	百万円	31,080	39,100	28,290	91.0	72.4
うち 花き	百万円	8,110	12,200	8,300	102.3	68.0
工芸農作物	百万円	8,440	10,400	8,020	95.0	77.1
畜産	百万円	52,730	70,500	52,130	98.9	73.9
うち 乳用牛	百万円	12,410	14,600	12,600	101.5	86.3
うち 肉用牛	百万円	12,000	18,000	11,900	99.2	66.1
うち 豚	百万円	10,810	16,200	9,600	88.8	59.3
うち 鶏	百万円	17,370	21,500	17,900	103.1	83.3
うち 他 畜産物	百万円	140	200	130	92.9	65.0
菌茸類	百万円	6,170	8,000	5,224	84.7	65.3
その他	百万円	3,040	3,400	2,760	90.8	81.2
合 計	百万円	286,500	360,000	270,344	94.4	75.1

\*計はラウンドのため一致しない場合があり、「野菜」にはいも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

(5) 生産農業所得 (菌茸類を含む)

項 目	単位	現 状 (平成11年)[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成12年)[C]	C/A%	C/B%
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	106,500	92.0	68.5
生産農業所得率	%	40.4	43.2	39.4	-	-

(6) 農家経済 (65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済として示した。)

項 目	単位	現状⑦~⑩の 推定値の平均[A]	目 標 (平成22年)[B]	現 況 値 (平成12年)[C]	C/A%	C/B%
農業所得	千円	4,600	8,300	4,074	88.6	49.1
農家所得	千円	6,000	8,800	5,419	90.3	61.6
農業依存度	%	76.7	94.3	75.2	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	7,029	89.0	65.7

### 3 農業構造

#### (1) 農家数

平成13年1月1日現在の本県の総農家数は、全国第5位の109,850戸（うち、販売農家数は90,240戸）であり、年々、微減していますが、主業農家は販売農家の16.9%、準主業農家は30.3%、そして副業的農家は52.8%となっています。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、認定者である各市町村をはじめ関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加してきており、その年の主業農家数に占める割合は約3割となっています。

総農家数等の推移

(単位；戸、人、%)

項目	平成11年		平成12年		平成13年		13/12	
総農家数	115,480		111,219		109,850		98.8	
販売農家数計	95,720(100)		91,660(100)		90,240(100)		98.5	
主業農家数	11,670(12.2)		15,919(17.4)		15,260(16.9)		95.9	
準主業農家数	22,810(23.8)		31,197(34.0)		27,370(30.3)		87.7	
副業的農家数	61,240(64.0)		44,544(48.6)		47,610(52.8)		106.9	
経営耕地規模	0.5ha未満	12,380	12.9	15,243	16.6	15,320	17.0	100.5
面積農家数	0.5~3.0	75,840	79.2	68,420	74.6	67,070	74.3	98.0
〃	3.0ha以上	7,490	7.9	7,997	8.8	7,850	8.7	98.3
*認定農業者数	4,001	34.3	4,380	27.5	4,549	29.8	103.9	

(計は、ラウンドのため一致しない場合がある。)

(「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、または年間の農産物販売額が50万円以上の農家である。)

(\*認定農業者数は毎年3月末日。ただし、実数の右隣は当該年の主業農家数に占める割合を示す。平成14年3月末日では、4,892人となっている。)

#### (2) 農家人口及び農業就業人口

平成13年の販売農家における農家人口は約443千人となっており、その中で農業に就業している人は143,530人となっています。そのうち65歳以上の方が占める割合は全体の半数以上を占め、社会全体の高齢化や定年帰農（ていねんきのう）の増加等により、年々拡大しています。

農家人口（販売農家）の推移

(単位；人、%)

項目	平成11年	平成12年	平成13年	13/12
農家人口	458,090	452,418	442,610	97.8
農業就業人口	136,720	147,501	143,530	97.3
うち65歳以上	71,700	81,022	80,650	99.5
〃 就業人口に占める割合	52.4	54.9	56.2	+1.3p

### (3) 農業後継者

平成14年の新規就農者数は、県全体で128名となっており、平成3年の39名を底にして、概ね増加傾向にあり、内訳ではUターン就農者等の割合が増えています。

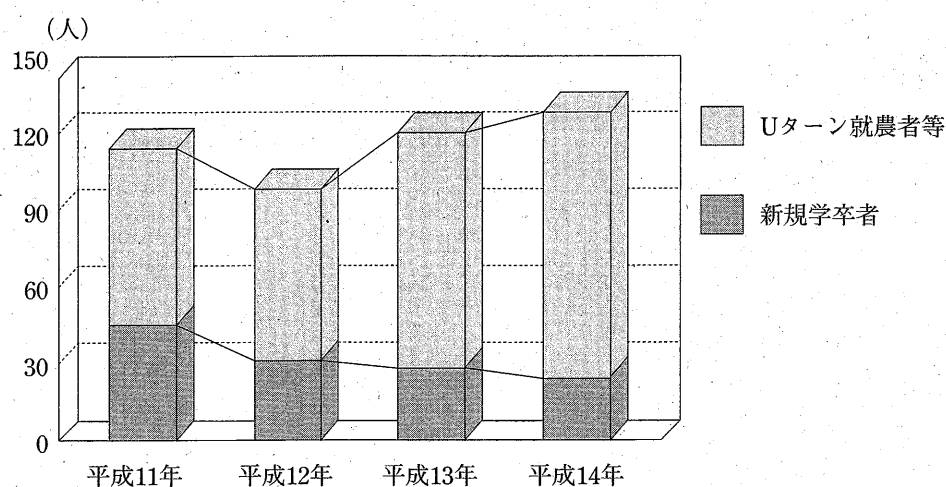
市町村別には、最も多く新規就農者を確保した市町村は福島市（13名）で、次いで須賀川市と喜多方市（8名）、南郷村・飯舘村・いわき市（7名）の順となっており、南郷村や飯舘村の増加が目立っています。

新規就農者数の推移

(単位；人)

項目	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	14-13
新規学卒者	45	31	28	24	△4
Uターン就農者等	69	67	92	104	+12
計	114	98	120	128	+8

(調査基準日は毎年5月1日現在で、対象期間は前年5月2日から当該年5月1日までの1年間である。)



### (4) 農作業の受委託

平成12年農林業センサスにおける農作業の受委託状況は、農作業を請け負わせた農家が51,276戸（販売農家全体の約56%）となっており、農作業を請け負った農家数は8,185戸と、前回調査時と比べて21.4%増加していることから、農作業の受委託は、全体的に確実に進んでいます。

### (5) 農地の利用集積

平成12年の農地流動化面積は30,181haで前年に比べて1,407ha増加しました。そのうち、農業経営基盤強化促進事業による利用権設定面積は17,464haと前年と比べて1,028ha増えています。

## (6) 耕地面積

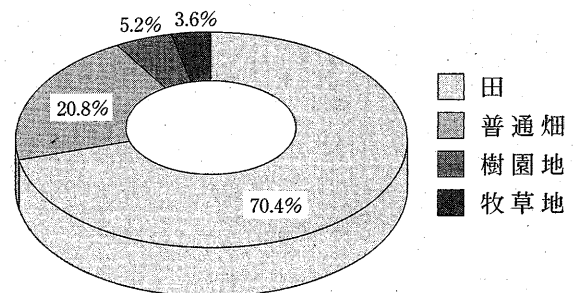
平成13年8月1日現在の本県の耕地面積は、全国第6位の157,400haとなっており、前年に比較し1,100ha程減少していますが、近年、特に桑園を中心とした樹園地の減少が見られます。

耕地面積の推移 (単位；ha、%)

項目	平成11年	平成12年	平成13年	13/12
田	112,000	111,300	110,800	99.6
普通畑	33,300	33,000	32,700	99.1
樹園地	8,610	8,320	8,130	97.7
牧草地	6,020	5,850	5,720	97.8
計	160,000	158,500	157,400	99.3

(計はラウンドのため一致しない。)

平成13年耕地面積



## (7) 耕作放棄地

平成12年農林業センサスにおける耕作放棄地（過去1年以上作物を栽培せず、今後数年間に耕作の意志がない土地）面積は、15,651haと前回（平成7年）と比べて3,298haの大幅な増加となっています。

県ではこの耕作放棄地を含めたいわゆる遊休農地の農業的利用や非農業的利用をも含めた多角的な対策を講じるため、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成8年6月策定）」に基づき、各種施策を展開しています。

## 4 農用地の整備

平成13年度の耕地整備済の面積は、田が70,803haで整備率64%、畑は16,574haで整備率41%となっており、田畑計では58%の整備率となっています。

田の整備のうち、稲作経営の体質強化策の一環として、近年、特に推進している一区画が1ha以上の大区画ほ場については、整備面積が2,266haとなり、目標（平成22年、9,822ha）達成に向け、概ね順調に推移しています。

農用地の整備状況 (単位；ha、%)

項目	平成11年	平成12年	平成13年	13/12
整備済の田の面積(整備率)	69,671(62)	70,316(63)	70,803(64)	100.7
*うち大区画ほ場整備面積	1,952	2,126	2,266	106.6
整備済の畑の面積(%)	16,480(39)	16,529(40)	16,574(41)	100.3
整備済の田畑の面積(%)	86,151(56)	86,846(57)	87,377(58)	100.6

\*1区画が1ha以上のほ場

## 5 農家所得

平成12年の本県の販売農家1戸当たりの農業所得は968千円であり、前年と比べて113千円(10%)減少しました。これは、農業粗収益が前年と比べて3.1%減少し、加えて農業経営費が0.9%増加したことによります。

また、農外所得(5,025千円)と年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は7,999千円で、農業依存度(農家所得に占める農業所得の割合)は16.2%となっています。

## 6 農業生産

### (1) 主要作目の作付面積

平成13年の主要作目の作付面積は、近年、地域特産物として振興が図られている「そば」や、振興に力を入れている「小麦」が伸びているものの、全体的には作付けが減少してきています。

主要作目の作付面積の推移

(単位; ha, %)

作 目	平成11年	平成12年	平成13年	13/12	作 目	平成11年	平成12年	平成13年	13/12
水 稲	82,200	82,300	80,800	98.2	野 菜	16,333	16,228	15,922	98.1
小 麦	95	105	279	265.7	果 樹	8,370	8,190	8,060	98.4
大 豆	3,640	3,740	3,800	101.6	花 き	792	768	752	97.9
そ ば	3,490	3,370	3,800	112.8	工芸農作物	2,180	2,030	1,900	93.6

(「野菜」はいも類を含む)

### (2) 耕地利用率

平成12年の耕地利用率は、田畑計で86.7%と前年と比べて0.2ポイント低下しています。そのうち、田は87.4%と前年同レベル、畑は85.0%と0.6ポイント低下しました。

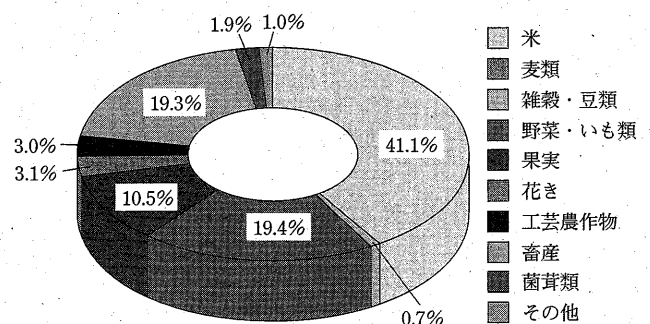
本県の耕地利用率は東北地方では最下位、全国では43位と低いレベルとなっています。

### (3) 農業粗生産額

平成12年の本県の菌茸類を含む農業粗生産額は2,704億円で、前年に比べ161億円減少しました。

これは、花きなど一部の作目で増加したものの、米、野菜、果実や菌茸類など

平成12年農業粗生産額の作目別割合





で減少したことによるものです。

農業粗生産額の推移

(単位；百万円、%)

作目名	平成10年		平成11年		平成12年		12/11
米	113,980	40.2	118,790	41.5	111,240	41.1	93.6
麦類	110	0.0	130	0.0	100	0.0	76.9
雑穀・豆類	1,410	0.5	2,050	0.7	1,800	0.7	87.8
野菜・いも類	57,370	20.2	55,960	19.5	52,500	19.4	93.8
果実	29,100	10.3	31,080	10.8	28,290	10.5	91.0
花き	7,780	2.7	8,110	2.8	8,300	3.1	102.3
工芸農作物	8,830	3.1	8,440	2.9	8,020	3.0	95.0
畜産	55,240	19.5	52,730	18.4	52,130	19.3	98.9
菌茸類	6,460	2.3	6,170	2.2	5,224	1.9	84.7
その他	3,340	1.2	3,040	1.1	2,760	1.0	90.8
計	283,620	100	286,500	100	270,344	100	94.4

(計は、ラウンドのため一致しない場合がある。なお、「その他」に含まれるものは、養蚕、種苗及び加工農産物である。)

(4) 農畜産物の生産動向

ア 稲

(ア) 平成13年産の作柄

平成13年産の水稲の作柄は作況指数105の「やや良」となり、地域別では、中通りが106の「良」、浜通りが101の「平年並み」、会津が105の「やや良」でした。(全国；103の「やや良」)

作付面積は、県全体で80,800ha、収穫量は445,300t、水稲の10a当たり収穫量は551kgでした。

(イ) 品種別の作付動向(食糧事務所調べ)

コシヒカリ；58.5%、ひとめぼれ；24.4%、初星；3.2%

この3品種で全体の86.1%を占め、良食味の銘柄品種に集中しています。

(ウ) 直播栽培等

水稲の「直播栽培」は県全体で837haと過去最高の作付面積となり、さらに、5ha以上の大規模稲作農家数も689戸まで増加するなど、着実に生産性の向上や低コスト化が進んでいます。

(エ) 生産調整

平成12年度から実施されている「水田農業経営確立対策」により、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産が進められていますが、県全体の生産調整面積の目標に対する実施面積の達成率は94.4% (平成13年度実績) となっています。

## イ 麦類（小麦）・豆類（大豆）・そば

### （ア）麦類（小麦）

平成13年産の小麦の作付面積は、前年と比べて266%の279haと急増しましたが、雪腐れの発生等により作況指数が45の「不良」となり、収穫量は前年比130%の388tにとどまりました。

### （イ）大豆

平成13年産の大豆の作付面積は、前年比102%の3,800ha、収穫量は同じく118%の5,590tとなり、作況指数は112の「良」でした。

### （ウ）そば

そばの生産は、年々、増加傾向にあります。平成13年産の作付面積は会津地方を中心として前年比113%の3,800ha（北海道に次ぐ全国第2位）、収穫量は同じく104%の2,360tとなりました。

特に、最近では自家消費向けの栽培から、イベント等の地域おこしのひとつの方策として、そばの生産に地域ぐるみで取り組む事例が相次ぎ、「玄そば」から「製粉」、さらには「製麺」へとより付加価値を高める取組みが見られます。

## ウ 野菜

### （ア）全般

平成13年産のいも類を含む野菜の延べ作付面積は、15,922haと前年に比べ1.9%減（△306ha）となりました。

本県の野菜の中心であるきゅうりやトマト等の果菜類をはじめとして、作付面積は全体的に微減傾向にあります。栽培技術の向上や技術革新等により、収穫量はほぼ横這い状態となっています。

一方、最近の野菜の消費傾向に対応して、多品目・高品質化及び周年生産を図るため、パイプハウス等による施設栽培が増加しており、平成13年には県全体の施設栽培延べ面積は1,161haとなっています。

### （イ）果菜類

本県の野菜生産の柱であるきゅうりやトマト等の果菜類の作付面積は、微減傾向となっていますが、農家段階での出荷労力の軽減を図るため、JA等での大型選果場の整備が進んでおり、出荷量は逆に微増傾向となっています。

### （ウ）葉茎菜類

本県の秋冬期の代表的な野菜のひとつであるにらや、土地利用型野菜のアスパラガスやブロッコリーは、近年、作付面積がほぼ横這い状態となっているものの、作型の組合せによる出荷期間の拡大が進んでいます。

## (エ) 青果用豆類

全国有数の産地となっているさやいんげんやさやえんどうは、年々、作付面積が減少傾向にあります。出荷労力コストの低減を図り、中山間地帯の重要な振興作目として振興を図っていく必要があります。

## エ 果樹

### (ア) 全般

平成13年産の果樹の栽培面積は、8,060haと前年に比べて1.6%減(△130ha)となりましたが、収穫量や出荷量は前年比約1割強の増でした。

### (イ) もも

本県を代表する果樹のももは、栽培面積が1,790ha(山梨県に次いで全国第2位)で前年を若干下回っておりますが、収穫量は前年比約1割増と、ここ10年で最多の34,600tとなりました。

本県は、「あかつき」等の中生、「川中島白桃」や「ゆうぞら」などの晩生品種が主となっておりますが、早生、中晩生品種の計画的な導入も図られています。

### (ウ) りんご

りんごの栽培面積は、1,800haと前年に比べて4.3%減(△80ha)となり、収穫量は前年比123%の41,700tとなりました。

全国的には青森県がその生産全体の約半分を占め、本県は第5位の栽培面積となっておりますが、ももとは逆に早く出荷できる産地であることから、「ふじ」に偏重した現在の品種構成から、早生、中生品種へ適度に更新を図る必要があります。

### (エ) 日本なし

日本なしの栽培面積は1,280ha(前年比1.5%減)、収穫量は27,800t(前年比1%増)となっております。

全国的には、「遅場(おそば)産地」に位置していることから、「幸水」、「豊水」などの赤なしを主体として、より一層の栽培技術の向上を図り、安定した生産を図ることが必要です。

## オ 花き

### (ア) 全般

平成13年産の花き栽培面積は、752haと前年に比べ16ha減少しています。

### (イ) 切花類

花き全体の79%を占める切花類は、きくが133ha(前年比5ha増)、宿根かすみそうが60ha(前年比1ha増)、りんどうが41ha(前年比3ha減)などとなっておりますが、花き類は全国的にも産地育成が相次いでいることから、県育成品

種（りんどうの「ふくしまかれん」等）の適正な導入を図りながら、変化の激しい消費者ニーズに的確に対応できる産地を目指して、今後とも振興を図る必要があります。

(ウ) 鉢物類

シクラメンやプリムラ等の鉢物類は、収穫面積が40haと前年比で4ha減少しています。近年の鉢物類の需要は、ガーデニングブームなどの影響で堅調に推移していますが、その多様化する消費者ニーズに対応した品目や品種の導入が必要です。

カ 工芸農作物及び養蚕

(ア) 全般

平成13年の主要工芸農作物（葉たばこ、こんにゃく、薬用人参）の栽培（作付）面積は、合計で1,900haとなり、前年から130ha減少しました。

(イ) 葉たばこ

葉たばこは、これまで阿武隈山地をはじめとする中山間地を中心に作付され、昭和の年代までは全国一の産地でしたが、喫煙人口の減少等に伴う生産調整等により、近年は微減傾向となっています。平成13年の作付面積は全国5位の1,770haとなっており、軽い喫味のバーレー種を中心に、乾燥法の改善等、一層の省力化を図ることが必要です。

(ウ) こんにゃく

こんにゃくは、東白川地方や福島・いわき市等の山間地域を中心に主要な畑作物として栽培されてきましたが、安価な外国産の輸入による価格の低迷や長年の連作による生産性の低下等により、平成13年の栽培面積は64haまで減少しました。

しかし、近年は、観光と結びついた地域の新しいふるさと産品として商品化を図る動きも出てきています。

(エ) 薬用人参

薬用人参は、江戸時代から会津藩により栽培が奨励されて以来、会津平坦部の特産品として、主に香港市場への輸出向けに生産されてきました。

平成13年は60haの栽培面積となっていますが、全国でも3県（長野・島根・福島県）でしか生産されておらず、県が育種した「かいしゅうさん」の適正な導入など、安価な中国産ものとの競合に打ち勝つ高品質ものの生産が必要です。

(オ) 養蚕

平成13年の収繭量は全国第2位の110t、桑の栽培面積は595haといずれも前年を下回りました。

養蚕を巡る情勢は、和装需要の減退、安価な外国産の輸入による繭価の低迷、養蚕農家の高齢化等が見られますが、高品質繭の生産によるブランド化を図り、養蚕及び蚕糸業全体の安定化を目指すことが必要です。

また、桑の新たな用途開発(葉を利用したお茶や桑の実ジャム等の食品など)への取組みも県内各地で萌芽してきており、今後とも、新たな利活用方策の開発と地域に根ざした事業化に向けた支援が必要です。

## キ 畜産

### (ア) 全般

平成12年の畜産部門の粗生産額は、521億円と前年と比べて約6億円減少しました。これは、肉用牛、肉豚の出荷頭数の減少と価格の低迷、生乳の生産量の減少などが要因です。

### ～家畜飼養頭羽数の全国順位(平成14年2月1日現在)～

乳用牛；14位 肉用牛；9位 豚；14位 採卵鶏；16位 ブロイラー；22位

### (イ) 乳用牛

平成14年2月1日現在の飼養戸数は、前年比40戸減の840戸、飼養頭数は同じく2千頭減の23,500頭となり、1戸当たりの飼養頭数は28.0頭と前年と比べて減少(1.0頭減)しています。

### (ウ) 肉用牛

平成14年2月1日現在の飼養戸数は、6,520戸と前年に比べて290戸減少し、飼養頭数は4,200頭増の90,400頭でした。その結果、1戸当たりの飼養頭数は前年より1.2頭増の13.9頭となっています。

本県では、「東平茂(あずまひらしげ)」や「第6金高(かねたか)」などの優良種雄牛の積極的な活用策が功を奏し、肉用子牛の取引価格は比較的堅調に推移するなど、肉用牛の生産は本県農業・農村振興を図る上で重要な位置にあります。先年のBSE発生による牛肉生産全体への影響はあまりにも大きく、生産サイドだけではなく流通や消費サイドにわたる包括的な振興策が必要です。

### (エ) 豚

平成14年2月1日現在の飼養戸数は、前年比40戸減の230戸、飼養頭数は同じく7,400頭減の222,500頭となっており、1戸当たりの飼養頭数は、前年比115.9頭増の967.4頭となっています。

本県では小規模生産農家が廃業し、大中規模農家については繁殖肥育一貫生産による規模拡大が図られています。

(オ) 採卵鶏

平成14年2月1日現在の飼養戸数は、前年と同様の80戸、成鶏めす飼養羽数はほぼ前年並の370万9千羽となっており、1戸当たりでは約4万6千羽と全国平均の約1.5倍の規模となっています。

(カ) ブロイラー

平成14年2月1日現在の飼養戸数は、前年より7戸少ない61戸、飼養羽数は前年比86%の122万羽、1戸当たりでは2万羽となっています。

特に、本県独自の高品質肉用種の「ふくしま赤しゃも」や「会津地鶏」については、地域特産品としての生産拡大が必要です。

(キ) 飼料作物

平成13年の作付面積は、前年比1.4%減の15,448haとなっており、牧草類が約8割、青刈りとうもろこしは2割弱の割合となっています。

また、水田を活用した飼料用稲やホールクロップサイレージは、飼料の安定生産を図る上で重要な位置付けにあり、今後とも推進が必要です。

ク 菌茸類

(ア) 生しいたけ

平成12年の栽培きのこ類の総生産量は、前年比約1割減の6,037tとなりましたが、中でも、全体の56%を占める生しいたけは、前年比14.4%減の3,355tとなりました。

生しいたけは、原木（げんぼく）栽培と菌床（きんしょう）栽培がありますが、菌床栽培の割合が生産量ベースで49.5%（前年比3.5ポイント増）まで高まっており、年々、原木から菌床へのシフトが進んでいます。

(イ) なめこ

なめこは、前年とほぼ横這いの1,813tの生産量となっています。

きのこ類は、中山間地域での重要な振興作物であることから、今後とも、経営基盤の強化策を構しながら、より一層の生産振興を図る必要があります。

ケ 加工農産物

平成12年の自家生産の加工農産物（県北地方で生産される「あんぽ柿」が主で自家生産のみ。他家から原料柿を購入し、加工したものは含まない。）の粗生産額は2億6,900万円で、前年に比べて1億2千万円増加しました。

渋柿を脱渋（だつじゅう）加工した本県のあんぽ柿は、全国的にも秋冬期の特産品として有名ですが、最近では、遊休桑園を再開発し柿の新植が図られるなど新たな産地化の動きが見られます。

その他、農産物の加工面については、主に農村女性グループによる取組が顕著

ですが、近年の食生活の多様化と安全・安心志向の高まりを受け、より「食品」としての質を高めることが課題であり、地域特性を最大限に活用し、「ふるさとふくしま」を感じさせるような商品の一層の開発促進が必要です。

## 7 地方の動向

### (1) 県北地方

#### ～認定農業者・新規就農者の育成及び女性農業者の経営参画の促進～

県北地方では、各市町村の「農業経営改善支援センター」を中心に、認定農業者制度のPRや農業者個々への各種支援を行った結果、平成13年度の認定農業者数は、県北地方全体で1,432名（前年度比99名増）となりました。

福島地域（福島市、川俣・飯野町）においては、14名の新規認定農業者を確保するとともに、新たな担い手の育成を図るため、マネージャー育成塾開講などの支援を実施（35件）いたしました。

伊達地域においては、認定農業者に対し37件の家族経営協定の締結を誘導するため、個別支援や生産組織への定例会などを積極的に実施しました。

安達地域においては、関係機関が一体となって、家族経営協定の締結を推進し、認定農業者を中心に平成13年度までに55件締結されました。

また、52に上る農村女性グループは、農作物の生産から加工・直売を行うなど、女性の起業化に向けた取組みが活発です。

#### ～特産・あんぼ柿の生産振興～

平成12年の県北地方の柿の栽培面積は、県全体の54%を占め、年々、増加傾向にあります。

これは、近年の自然食・健康ブーム等を受け、特産・あんぼ柿の需要が堅調となっていることから、遊休桑園の抜根整備等を行い、原料柿の新植・団地化を図ったり、自動皮むき機等の導入を促進し、生産性の向上を推進したことが大きな要因となっています。

主力産地の伊達地方では、平成13年度のあんぼ柿の販売額は31.6億円になるなど、地域を代表する特産品となっています。

#### ○県北地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指	標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22
作付面積	きゅうり	369	394	368	99.7%	93.4%
	ピーマン	32	47	30	93.8	63.8
	いちご	69	84	68	98.6	81.0
栽培面積	もも	1,720	1,790	1,680	97.7	93.9
肉用牛飼養頭数	頭	11,400	12,300	11,030	96.8	89.7
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	8,900	27,000	9,100	102.2	33.7
なめこ生産量	t	363	450	352	97.0	78.2
果樹用施設面積	ha	66	185	67	101.5	36.2
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	3	0	—	0.0
農産物加工施設	カ所	9	21	10	111.1	47.6
農産物直売施設	カ所	31	46	31	100.0	67.4



## (2) 県中地方

### ～米の計画的な生産と土地利用型作物の振興～

平成13年、郡山市日和田町八丁目地区では、県営ほ場整備事業の採択を機に、地区内44戸の農家が協議し、3戸の中核的農家から成る「八丁目農業生産組合」を中心とした「稲発酵粗飼料（ホークロップサイレージ=WCS）」の導入による低コスト農業の実現に取り組みました。

対象品種には早生種の「まいひめ」を用い、湛水直播（たんすいちょくは）方式により12.9haに作付しました。平成13年8月には、県内各地から130名の参加を得てWCS収穫調製機械実演会が催されるなど、内外の注目を集めました。収穫後に経済性の検討を行ったところ、各種助成金を受けられる全面委託とした場合、10a当たり49千円の収入となることもわかり、郡山地方における米の計画的生産と土地利用型作物の振興に向けての大きなはずみとなりました。

### ～中山間地域の多面的機能の発揮～

長沼町は、稲作を主体にきゅうりやにらの産地として有名ですが、近年は農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が年々増加しています。

町では、このような遊休農地の解消に向けて、平成9年ごろから検討を開始し、平成13年には県の「遊休農地対策総合支援事業」を活用し、「長沼町ナタネ・ソバ生産組合」を設立（平成13年3月、組合員19名）し、遊休農地へなたね（23ha）とそば（35ha）を作付けしました。

平成13年7月と10月の2回、トラクターによる一斉耕起デモンストレーションを実施し、遊休農地の解消に向けた地域全体の意識の向上を図りました。

今後は、生産されたなたねやそばを、なたね油や手打ちそばにするなど、より付加価値の高い商品とするため、販売戦略の検討を行うなど、積極的な活動を展開することとしています。

### ○県中地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指 標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22
作付面積 きゅうり	332	368	329	99.1%	89.4%
トマト	162	266	162	100.0	60.9
さやいんげん	304	345	303	99.7	87.8
さやえんどう	118	121	110	93.2	90.9
ピーマン	39	46	42	107.7	91.3
なす	118	149	115	97.5	77.2
ねぎ	225	366	219	97.3	59.8
にら	73	77	69	94.5	89.6
だいこん	376	427	389	103.5	91.1
花き	126	163	122	96.8	74.8
葉たばこ	1,170	1,190	1,133	96.8	95.2
栽培面積 もも	55	90	56	101.8	62.2
生しいたけ生産量	850	1,200	772	90.8	64.3
肉用牛飼養頭数	36,880	37,800	38,860	105.4	102.8
野菜用施設面積	187	372	* 193	103.2	51.9
農産物直売施設	17	32	* 44	258.8	137.5

\*印は平成13年値

### (3) 県南地方

#### ～いちごの新品種『びいひゃらどんどん』の開発と新産地化への胎動～

矢祭町は、古くから「こんにゃく」の産地として栄えてきましたが、安価な輸入ものの台頭や需要の停滞等により、近年はその栽培が減少し、こんにゃくに替わる新たな作目の誕生が希求されてきました。

当町の近藤隆夫氏は、水稲との複合作目としていちごを栽培してきましたが、平成3年に「女峰」の変異株を発見し、強草勢、多収性、そして良食味と輸送性に優れた系統を選抜育成した結果、JA東西しらかわ及びJA福島経済連との三者共同申請により、新品種「びいひゃらどんどん」の品種登録（平成13年11月22日付け）に成功しました。

平成13年、矢祭町を含む東白川地方のいちごの作付面積は、「びいひゃらどんどん」3.3haを含み、7.0ha（前年比0.3ha増、JA扱い分）となり、今後のさらなる産地拡大が期待されます。

#### ～新たな段階を迎えた施設園芸団地～

表郷村河東田（かとうだ）地区は、農家数36戸、経営耕地面積84haの農村集落ですが、水稲を柱に夏秋トマトと秋冬にらを組み合わせた複合経営が展開されています。これまで各種事業を活用し、パイプハウスが約400棟、81千㎡程導入されていますが、そのほとんどが従来の「土耕」栽培であったために、連作障害が大きな課題となっていました。

このため、JA東西しらかわが事業主体となり、平成12～13年度に経営構造対策事業を活用し、農業者ヘリースするため、トマトの養液栽培施設（3棟、12,960㎡）を導入しました。併せて、多様な担い手対策を講じた結果、同地区の認定農業者は13名、農業後継者も5名確保され、さらに、担い手に対する農用地の利用集積も28ha（前年比10ha増）となるなど、新たな段階を迎えた施設園芸団地として、一層の発展が期待されています。

#### ○県南地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指	標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22	
作付面積	そば	60	600	68	113.3%	11.3%	
	トマト	122	190	118	96.7	62.1	
	きゅうり	103	119	97	94.2	81.5	
	いちご	7	17	9	128.6	52.9	
	ブロッコリー	119	164	117	98.3	71.3	
	しゅんぎく	(10年) 15	30	30	200.0	100.0	
	レタス	55	64	56	101.8	87.5	
未成熟とうもろこし	245	280	234	95.5	83.6		
栽培面積	かき	76	100	77	101.3	77.0	
肉用牛飼養頭数	頭	11,920	13,100	10,610	89.0	81.0	
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	*	1	—	50.0
農産物直売施設	カ所	10	19	*	14	140.0	73.7
農産物加工施設	カ所	3	8	*	7	233.3	87.5
農業集落排水処理施設整備済人口	人	28,853	47,904	31,004	107.5	64.7	

\*印は平成13年値

#### (4) 会津地方

##### ～総合学習支援プログラム「寺小屋あいつ農林出前講座」の取り組み～

県会津農林事務所では、食べ物やそれを生み出す農業の大切さ、森林の持つ重要な役割などについて、農林業を基幹産業とする管内の小中学生に理解していただくため、紙芝居やクイズによる「寺小屋あいつ農林出前講座」を、事務所全体でチーム編成し、平成13年度に計8回延べ285人の小中学生を対象に実施しました。

講座は、会津の豊かな農林産物をモチーフとした「お米の妖精 ライサ登場!」と「森の妖精 フォーリー登場!」の2作品でしたが、ごはんを残さずに食べるようになったとか、森林を守る活動に参加したい等のアンケートを得、効果が大変高かったことがわかりました。今後とも、新たな教材の開発等を行い、継続実施する予定です。

##### ～水稲直播栽培による稲作の省力・低コスト化の推進～

本県では平成8年度より水稲直播栽培の取り組みを開始し、数々の技術的課題を克服しながら、稲作の省力・低コスト化の新技术として定着してきています。

特に、本県稲作の主力地帯である会津地方においては、平成13年度稲作事業体育成事業等の活用により、直播機や自動コーティングマシンなどの導入を図り、取組面積が401.1ha（前年度比約100ha増）となりました。

今後とも、稲作は会津地方の農業の基幹作物として位置付けられるところから、省力・低コスト化を推進するため、直播のより一層の普及拡大が期待されます。

##### ～地域資源を生かした観光農業の展開～

喜多方地域は、県内有数の観光地として有名ですが、これまで観光と農業の連携は浅く、農産物直売所等が個別に対応している状態でした。

そこで、平成13年度に喜多方農業普及所が中心となり、「喜多方地域観光農業推進協議会」を設立し、農産物直売交流会や観光農業セミナーを開催する他、観光リーフレットの作成やホームページを開設するなど、多様な取組を行いました。

その結果、「喜多方ふれあい農業体験塾（喜多方市雄国地区で実践中の小中学生の農業体験）」の平成13年度受入れ数が23校（前年比8校増）、人数が2,414人（前年比340人増）と、着実な進展を見せました。

#### ○県南地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指 標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22
作付面積 そば	ha 2,664	3,750	* 2,654	99.6%	70.8%
トマト	ha 148	220	150	101.4	68.2
アスパラガス	ha 311	384	329	105.8	85.7
ねぎ	ha 116	187	115	99.1	61.5
花き	ha 158	205	153	96.8	74.6
果樹栽培面積	ha 900	1,000	890	98.9	89.0
肉用牛飼養頭数	頭 5,430	7,900	* 5,080	93.6	64.3
なめこ生産量	t 506	700	* 323	63.8	46.1
エコファーマー	人 0	587	* 4	—	0.7
農産物直売施設	カ所 27	44	34	125.9	77.3
都市・農村交流施設	カ所 4	18	* 10	250.0	55.6

\*印は平成13年値

## (5) 南会津地方

### ～都市農村交流の拠点施設がオープン！～

田島町の荒海（あらかい）地区では、平成9年度から農業生産と生活環境基盤の整備を総合的に進めておりましたが、平成13年7月、中山間地域総合整備事業により整備された活性化施設「森の交流館」と、同時期に新設された会津鉄道の「会津山村道場駅」の合同竣工・祝賀式が行われ、小中学校の夏休みに合わせて、同月20日にオープンしました。

同地区では、既に本施設と隣接した農村公園（ふれあい公園）や交流広場、しゃくなげ園等が整備されているほか、山村振興等農林漁業特別対策事業により宿泊施設（山荘ななみね）やうさぎの森オートキャンプ場の整備も一体的に進むなど、文字どおり今後の都市農村交流の拠点施設として期待されます。

また、この地域は江戸幕府の天領だったことから、古くから「御蔵入（おくらいり）の里」と称されており、秀峰七ヶ岳（ななつがだけ）の麓の雄大な自然を活かした観光スポットとしても、大いに期待される所です。

### ～中山間地域の先進的なむらづくりの取組み～

平成13年10月、平成13年度「豊かなむらづくり全国表彰事業」において、館岩村「川衣（かわぎぬ）集落」が、農林水産大臣賞を受賞しました。表彰式の審査報告において、「川衣集落は小さな集落にもかかわらず、集落が団結して高齢者ががんばって暮らしている。これからの山間地域の模範である。」との理由が披露されました。

川衣集落のむらづくりの特徴は、四方を高い山々に囲まれ、年の半分は豪雪により生産活動ができないハンディを逆にとり、高齢者でも生産可能な地域特産物「赤かぶ」や花きの生産、さらにはイワナの養殖等、地域の特性を活かした生産活動、経験豊かな高齢者の知恵と技を活用したグリーン・ツーリズムの取組み、別荘地や定年帰農の推奨による積極的な外部からの「ひと」の流入を受け入れてきたことなどがあげられます。

これらの活動事例は、過疎化が進む農山村集落のむらづくりを考える上で、先進的な取組みであるばかりでなく、中山間地域の振興においても大きなヒントとなりそうです。

### ○南会津地方における主要な振興目標の進捗状況

指 標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22
作付面積 大豆	128	347	127	99.2%	36.6%
そば	383	650	383	100.0	58.9
アスパラガス	80	143	81	101.3	56.6
トマト	34	63	34	100.0	54.0
りんどう	40	58	33	82.5	56.9
宿根かすみそう	14	26	15	107.1	57.7
栽培面積 りんご	84	95	58	69.0	61.1
高品質肉鶏飼養羽数	1,100	10,000	5,000	454.5	50.0
まいたけ生産量	36	45	33	91.7	73.3
野菜用施設面積	45	120	* 50	111.1	41.7
農産物加工施設	3	7	4	133.3	57.1
農産物直売施設	14	20	13	92.9	65.0

\*印は平成13年値

## (6) 相 双 地 方

### ～地域農業の担い手と期待される“エスシーグフクウラ”の活躍～

小高町浦尻（うらじり）地区は、平成8年から稲作の省力・低コスト化と水田の汎用（はんよう）化を目指して県営ほ場整備事業に取り組み、11年には、水稲転作組合（10数名で構成）が、転作作物として初めて14haの大豆を導入しました。

導入当初は、栽培技術や機械操作に不慣れであったこともあり、品質ではもう一步でしたが、団地化による大規模栽培という貴重な経験を得たことは、現在の躍進につながる大きなステップとなりました。

その後、12年には、隣接する2つの地区を合わせた福浦地域の35名により、大豆生産組合“エスシーグフクウラ”が設立され、播種機や専用コンバインなどの大型機械の導入とともに、栽培技術の向上や適期作業の励行に努められたことにより、念願であった収量の増大と品質の向上が実現されました。

また、翌13年には、受託栽培面積も25haに伸び、大豆が本地域水田転作の主力作物として、さらには、同生産組合が地域農業の中核的な担い手として大きな役割を果たすまでになり、今後、より一層の発展と活躍が期待されております。

### ～複合性フェロモン剤を利用した「なし」の減農薬栽培の取組み～

複合性フェロモン剤は、なしの主要害虫の交尾を阻害することにより、従来の殺虫剤防除回数を半分程度まで減らすことのできる環境にやさしい防除方法です。

浜通りのなしの代表的産地である大熊町では、JA大熊町果樹部会を中心に平成10年から関係機関の指導・支援により本剤を導入し、平成13年には全栽培面積の約半分に当たる30haで導入されました。

また、これらの取組みと併せて、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う生産者「エコファーマー」の育成・確保にも積極的に取り組んでいます。

平成14年は、全面積で同剤の導入を計画しており、消費者へより安全・安心な「大熊町産のなし」を届けることにより、さらなる消費拡大が期待されています。

### ○相双地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指 標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22
作付面積 トマト	62	92	60	96.8%	65.2%
しゅんぎく	(10年) 35	38	43	122.9	113.2
ほうれんそう	127	165	127	100.0	77.0
いちご	12	20	13	108.3	65.0
だいこん	262	329	264	100.8	80.2
花き	71	88	71	100.0	80.7
麦類	204	360	232	113.7	64.4
豆類	758	1,770	820	108.2	46.3
肉用牛飼養頭数	17,350	18,100	14,190	81.8	78.4
生しいたけ生産量	577	680	496	86.0	72.9
農産物直売施設	18	29	23	127.8	79.3

## (7) いわき地方

### ～新規就農者支援推進事業による担い手の育成・確保～

いわき市は、新規就農希望者に対し、農業経営技術の習得機会の提供・支援を行うことにより、意欲あふれる農業後継者の育成・確保を図っています。

その内容は、市内の先進農業者や農業生産法人等での農業実習研修や、関係団体が行う講習会等への派遣となっています。

対象者は、概ね40歳未満の新規就農希望者や農家の子弟ではあるものの親とは異なる経営内容を志向している方々です。

平成6～13年度の研修者9名のうち、6名が就農しており、平成13年度研修生も平成13年10月から2年間にわたる研修に熱心に取り組んでいます。

いわき地方の農業の将来の担い手として、今後の活躍が期待されます。

### ～エコファーマー応援団支援事業による持続性の高い農業生産方式の推進～

いわき市は、環境にやさしい農業を展開するため、エコファーマーの活動を地域住民にお知らせし、地域ぐるみで支援するための活動を、平成13年度からスタートさせました。

事業内容は、市内錦町の小学生25名が、たい肥を使った土づくりやエコファーマーが生産したトマトを使ったパスタ等の料理教室を体験するなど、エコファーマーの活動を理解する学習を行いました。参加した小学生は、「エコファーマー応援団」として認定され、手帳やキーホルダーが交付されました。この手帳は、エコファーマーによる直売を利用した際に確認印が押され、印が増えればいわき市農業生産振興協議会から記念品をもらえるようなシステムとなっています。

平成14年度も、定植祭、育成指導会、収穫祭や料理教室など、年5回のイベントが行われることとなっており、市内の小学生22名の参加が予定されています。

### ○いわき地方における主要な振興目標の進ちょく状況

指	標	平成11年	平成22年	平成12年	12/11	12/22		
作付面積	大豆	ha	128	612	119	93.0%	19.4%	
	トマト	ha	18	30	18	100.0	60.0	
	ねぎ	ha	156	262	160	102.6	61.1	
	さやいんげん	ha	75	77	70	93.3	90.9	
	いちご	ha	19	25	19	100.0	76.0	
	シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3	
	きく	ha	9	9	8	88.9	88.9	
栽培面積	いちじく	ha	8	15	*	8	100.0	53.3
菌茸生産量	エリンギ	t	120	180	*	182	151.7	101.1
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	*	0	—	—	
農産物加工施設	カ所	1	8	*	6	600.0	75.0	
農産物直売施設	カ所	11	21	*	14	127.3	66.7	

\*印は平成13年値

## **Ⅱ 農業及び農村の振興に 関して講じた施策**

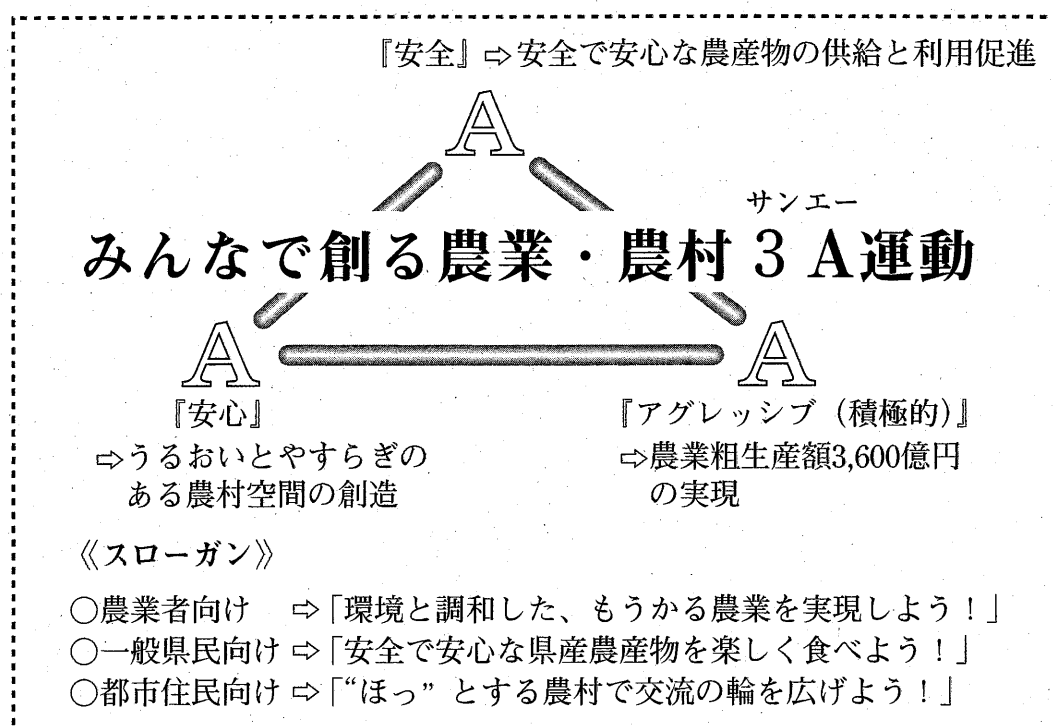




# 1 「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」の発足

「福島県農業・農村振興条例」第19条の基本計画である「うつくしま農業・農村振興プラン21」第7章には、本プランの目標を達成するため、農業者や地域の意見を幅広く聞くとともに、本プランの進行管理を行いながら、関係者が一丸となって新しい運動を展開することと定められています。

そこで、本プランの策定者である県が中心となって、平成13年8月10日に「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動」がスタートしました。



この運動の効率・効果的な運営と実効性を確保するため、市町村、農業関係団体、消費者団体及び県などで構成する本運動の推進組織として、「みんなで創る農業・農村3A(サンエー)運動推進本部」が、県全域及び7つの地方段階において、各々、設置されました。

また、県推進本部においては、本プランの対象期間10年間のうち、前半5年間(平成13~17年度)に重点的に取り組むべき施策を次のように定めました。

◎最重点施策 「環境と調和した園芸産地の育成・振興」

○重点施策

(1) 意欲ある担い手の育成

- 認定農業者、新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保
- 女性・高齢農業者の活動促進
- 農業経営の法人化の促進

(2) 地域特性を生かした農業の振興

- 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興
- 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開
- 他産業への展開等、アグリビジネスによる農業経営の発展

(3) 県産農産物の消費拡大

- 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給
- 流通の合理化推進及び食品産業との連携強化
- 県産農産物の県内外への積極的なPR

(4) 環境と調和した農業の推進

- 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進
- 「福島県有機性資源循環利用計画」の策定による家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

(5) 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化

- 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止
- 特色ある立地条件を生かした農業の推進
- 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

また、本運動の一環として、毎月、県内の農業・農村の主な動きや各種施策の展開状況等を掲載した「みんなで創る農業・農村3A運動ニュース」を発行したほか、平成13年9月から県のホームページにニュース内容を掲載するなど、運動の理念のPRを図ってまいりました。

以上のことから、本報告につきましては上記の「重点的に取り組むべき施策」の項目に従い、平成13年度の主な県の施策等の実施状況等を記載しました。

## 2 環境と調和した園芸産地の育成・振興

### (1) 全体的な推進施策

園芸作物は、本プランの目標年次（平成22年）における農業粗生産額で最も高いシェア；37.6%（平成12年現況値；33.0%）を占めることが目標となっています。

そこで、目標粗生産額の達成を目指すためには、園芸作物が柱となって生産振興を図ることが必須条件となることから、消費者を含めた関係機関・団体で構成される「ふくしま21園芸特産推進本部」を平成13年7月に立ち上げました。

この本部は、園芸特産作物の生産拡大に係る関係者の意識統一や、園芸作物等の振興拡大を図るための運動である「園芸ふくしま21パワーアップ運動」と、土地利用型作物の中心的位置付けにある麦・大豆の生産振興を図るための「ふくしま麦大豆3アップ運動」を一体的に取り組むための組織です。

平成13年度は、2回の推進会議をはじめ、11月22日には郡山市において「うつくしま園芸特産パワーアップ推進大会」を県内各地から約350名の参加者を得て開催しました。

さらには、既存産地の改善・体質強化や新たな産地育成を進めるために、栽培面積、認定農業者数等の数値目標や課題解決のための効果的な手法を盛り込んだ行動計画である「園芸特産産地強化プログラム」を、県内の177産地について作成いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、各々の産地特性を踏まえた振興施策の実効ある展開を図ることが必要です。

### (2) 環境にやさしい園芸農業の推進

環境に配慮した園芸農業を県内外にアピールするとともに、産地のイメージを高め、併せて、生産側の環境保全への意識付けと消費者や流通業者への理解促進と信頼醸成を図るため、平成10年から「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」を設立し、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、その流通促進を図ってまいりました。

この結果、平成13年度には、同剤の利用面積がもも、なし、りんご合わせて県内で約2,300haとなり、全栽培面積の約52%まで普及してきています。特に、ももにおいては約7割の栽培面積で利用されています。

また、本マークを付与した果実の出荷数量も、ももを中心として、りんごやなしと合わせて約26千トンとなっています。



「環境保全宣言」統一マーク

今後とも、これらの果実の有利販売を図るため、消費者等への統一表示の積極的なPRを実施し、当該マークへの理解促進と「こだわり品」としての認知度アップ、市場シェアの拡大を図って行くことが必要です。

### 3 意欲ある担い手の育成

#### (1) 認定農業者等の意欲ある担い手の育成

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者の育成については、本県農業を担う経営体を確保するための極めて重要な施策となっています。

平成13年度においては、市町村毎に設置された「市町村経営改善支援センター」が行うフォローアップ活動等を支援するとともに、経営改善のためのハード・ソフト両面からの積極的な支援を実施しました。

その結果、平成14年3月末日現在で、前年比343人増の4,892人の認定農業者数となりました。

また、各関係機関による市町村段階での認定農業者連携組織への支援や、県段階の組織である「福島県認定農業者会」の各種事業が円滑かつ効果的に展開されるよう、積極的な活動支援を行いました。

#### (2) 新規就農者の育成確保及び女性・高齢農業者の活動促進

次代の本県農業・農村を担う新規就農者の育成・確保は、極めて重要な課題であり、県は、「福島県就農促進方針(平成7年4月策定)」に基づき、各種就農支援施策を「福島県青年農業者等育成センター」を核として展開しました。

この結果、近年の我が国の社会経済情勢の変化や、職業意識の多様化及び価値観の変化等もあり、新規に農業に就く方々が年々、増加してきています。

#### ～南会津郡における新規就農者の動き～

南会津郡の西部地区(南郷村、伊南村、只見町等)は、特産の夏秋トマトの産地として全国的に有名ですが、近年、県外とりわけ首都圏からのIターンによる新規就農者が増えてきています。

平成13年度には、3世帯6人が新たに農業経営に取り組んでおり、彼らの動きが地域に与える様々なインパクトは非常に大きく、後継者不足や高齢化に悩む農山村の効果的な地域活性化策となっています。

さらに、農業の担い手として主要な地位を占めてきている女性の農業経営や地域社

会への参画を促進するため、「ふくしま農山漁村女性プラン（平成7年策定）」に基づき、「ふくしま農山漁村男女共同参画推進大会」の開催（平成13年11月、会津若松市）や、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾（平成12～13年度、塾生；25名）」の開講等の様々な取組みを展開しました。

その結果、女性の認定農業者数も平成14年3月現在で113人（前年同時期比25人の増）となるなど、着実な成果があらわれています。

今後とも、生産は“ひと”が行うものであり、“ひとづくり”こそ農業・農村振興のベースと考え、社会情勢の変化を的確にとらえた取組みが必要です。

### (3) 農業経営の法人化の促進

認定農業者等を中心に、農業経営の発展段階に応じて農業生産法人へ誘導するため、法人志向農業者等を対象にしたアグリビジネススクールの実施や、社会全体の情報化の進展に伴う農業経営の情報化を支援するための研修会の開催、県内の農業法人による「うつくしま・ふくしま農業法人協会」の活動支援等に取り組みました。

さらに、農業法人を核とする地域農業の構築を目指すモデル事業等も県内3ヵ所で実施しました。

## 4 地域特性を生かした農業の振興

---

### (1) 多様な地域特性を生かした多彩な農業の振興

全国的にみても多様な地域特性を持つ本県は、その自然・社会条件を巧みに活用した多彩な農業を振興することが必要です。

県としましては、本プランの地方計画に基づき、市町村及び関係機関・団体等と連携し、地方の特性にあった推進施策を展開いたしました。

#### ア 米（稲作）

稲作は、本県農業の基幹作目であるという位置付けの下、「21世紀型稲作生産総合対策事業」や「うつくしま直播稲作定着促進事業」等を実施し、生産構造の見直しを図り、低コスト・安定生産技術の普及や農作業の受委託の促進による経営規模の拡大を図りました。

特に、水稻の直播栽培については、平成8年より本格的に取り組んで以来、年々、栽培面積が増え、平成13年には、全県で837haに達するなど、順調に拡大しています。平成13年11月に開催された「福島県水稻直播推進大会」においては、県内各地から約250名の参加者を得、平成14年度の直播目標面積を1,200haとしました。

また、県として、今後の本県稲作振興の拠り所となる「福島県稲作振興方針」をはじめて策定（平成14年3月）し、県育成品種である「ふくみらい」の振興等を含む、今後の稲作振興施策の新たな展開を図ることとしました。

さらに、年々、需給状況が厳しくなる米の生産調整につきましては、水田の有する生産力を最大限に生かし、米から他作物への有効な転換を図るよう、「水田農業確立対策推進事業」等を効果的に実施しました。

今後は、国段階で検討中の新たな米政策に連動し、全国的にも良質味の米を生産できる本県の特徴あふれる振興方策の構築が必要です。

#### イ 麦・大豆・そば

土地利用型の代表的作物として期待される「麦・大豆・そば」については、ひとつには実需者ニーズにいかに対応していくかが、生産振興の大きなカギとなることから、生産側と実需者側等との話合いの場づくりを積極的に行ったほか、地域づくりの柱としても期待されている「そば」については、特に製麺加工及び飲食業への展開等も視野に入れたより付加価値の高いそばづくりが行われるよう、効果的な指導支援を展開しました。

今後は、より需要にマッチした生産構造の構築と、そばの本県らしい特色ある品種の育成等が期待されています。

#### ウ 野菜

野菜については、年々、国際的な販売競争の激化が見られるため、本県の地域特性にあった安定生産と周年生産等に向けて多様な施策を展開いたしました。

品目や作型が多く、個々の野菜産地が抱える課題も多様であることから、きゅうりやトマト、いちごなどの労働集約型野菜と、だいこん、キャベツなどの土地利用型野菜とのバランスのとれた野菜産地（やさいランドふくしま）の育成を図るため、前述の「園芸ふくしま21パワーアップ運動」による「園芸特産産地強化プログラム」に基づき、今後ともより実効性の高い振興施策の展開が必要です。

#### エ 果樹

果樹については、本県の恵まれた立地条件を生かしながら、商品性の高い果実生産の増大を図り、「果樹王国ふくしま」の地位を確固とするため、①本県に適したオリジナル品種の育成・普及 ②品種構成の適正化推進 ③環境にやさしい生産方式の普及 ④施設化や光センサー選果システムの導入推進 等の施策を展開しました。

今後とも、消費者ニーズをよりの確にとらえ、「消費者に信頼される売れる商品」としての果実生産を進めるための振興施策が、前述のプログラムに基づき、効果的に展開されることが必要です。

## オ 花き

花きについては、輸入の増大や花き市場の大型化・IT化等の情勢変化に対応できる、多様な地域特性を生かした産地を育成し、「花咲く“ふくしまブランド”」の確立を目指した各種施策を実施いたしました。

特に、本県の主要な切り花のひとつであるりんどうについては、県育成による新品種「ふくしまかれん」が平成13年度初めて出荷され、約38万本が京浜地方を中心に出荷されました。県では、「福島県花き優良品種普及推進協議会」において、本品種を県のオリジナル普及品種に定め、県内数ヵ所の普及拠点ほを設置しながら、生産拡大に努めました。また、東京都内での販売対策会議をJA福島経済連等と連携して実施し、消費拡大のためのPR活動を実施しました。

今後は、「ふくしまかれん」の株の生育が旺盛なことや切り花の日持ちの良さ等の有利な点をPRし、さらなる普及拡大につなげていくことが必要です。

## カ 工芸農作物及び養蚕

工芸農作物及び養蚕は本県の主要な畑作物であり、生産性の向上を柱とした振興施策を実施しながら、経営の安定に向けた指導支援を行ってまいりました。

これらの作物は、青果物とは異なり、一般消費者への直接販売を伴わない流通ルートとなっていることから、加工部門等の実需者ニーズに的確に対応できる産地づくりに今後とも努めていく必要があります。

## キ 畜産

畜産につきましては、米や園芸作物と並ぶ本県農業の基幹作物であり、地域農業を振興していく上で、有機資源の循環促進等の側面からも大変重要な位置付けにあります。

乳用牛については、牛群検定（ぎゅうぐんけんてい）の普及推進を図るとともに、県畜産試験場に設置している「牛群検定情報分析センター」の各種分析データを関係機関へ積極的に提供し、飼養現場における牛群の改良及び飼養管理技術の改善等を推進しました。

肉用牛については、平成13年9月、国内初のBSE（牛海綿状脳症）の発生により情勢が激変しましたが、繁殖経営農家に対しては、「銘柄『福島牛』リードアップ事業」による経営の規模拡大に対する支援を、また、肥育経営農家に対しては、肥育期間の短縮による経営効率化を支援するとともに、県畜産試験場において新たな肥育試験を開始しました。

高品質肉用鶏のうち「会津地鶏」については、会津地方の特産物としても大きな期待を担っていることから、「うつくしま地鶏生産拡大事業」により生産拡大を図りました。

一方、生産コストの低減や畜産環境保全等の観点から、飼料自給率の向上のための各種施策を展開し、特に米の生産調整との関係から、稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ=WCS）の普及拡大に力を入れて取り組みました。WCSについては、平成13年度が本県での本格的な取組みの初年度であったため、農業者や関係機関等と緊密な連携を図り推進した結果、栽培面積は59.5ha（前年の約50倍）、給与先の畜産農家数が28戸に上るなど、大きな成果が見られました。

#### ク 菌茸類

菌茸（きのこ）類につきましては、平成13年4月から11月まで、我が国で初めてWTOセーフガード協定等に基づくセーフガードの暫定措置が、生しいたけに対して実施（対象品目；ねぎと畳表を含む3品目）されるなど、輸入ものの増大により国内生産が大きく揺らいだことから、県としましては、特に原産地表示を意識した、生産者自らの行動による「顔」が見える「県産しいたけPR事業」を実施しました。

また、生しいたけについては、平成14年3月に策定した「福島県しいたけ産地構造改革計画」に沿った国際競争力のある産地づくりを推進するとともに、生産者及び流通団体等によるPR事業等を効果的に実施することが必要です。

#### ～「福島県しいたけ産地構造改革計画」の基本方向～

構造改革は、生産・流通・販売の各段階において、次の目標を定め実施する。

- ① 生産段階⇒「高品質化及び生産量の増大」・「省力化・低コスト化」
  - ② 流通段階⇒「流通の簡素化」・「省力化・低コスト化」
  - ③ 販売段階⇒「需要の拡大」・「消費者対策」・「差別化商品の開発」
- 等を主軸として展開し、純収益の向上を実現する。

今後は、より安定的な経営体を育成するため、きのこ生産者の経営指導を重点的に展開するとともに、きのこ類全体では地域特産品としての側面も強いことから、地域が持つ歴史や風土、伝統に培われた食生活を意識したふるさと産品としての振興を図っていくことが必要です。

#### (2) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるためには、先端技術や情報技術を活用した農業関連技術の開発を図ることが必須条件です。

県としましては、本県農林水産業が社会経済情勢の変化に応じて魅力ある産業として発展させるために、本県独自の品種開発に努めてまいりました。



～本県が独自に開発した主な農作物の新品種～

水稲；「ふくみらい（うるち米）」、「夢の香（酒造好適米）」

果実；りんご「ほおずり」

もも「ふくえくぼ」、「はつおとめ」、「ふくおとめ」

ぶどう「あづましずく」

花き；りんどう「ふくしまかれん」、「ふくしまさやか」、「ふくしまみやび」

オタネニンジン（薬用ニンジン）；「かいしゅうさん」

桑；「きぬゆたか」

なめこ；「福島N1号」、「福島N2号」

また、平成13年度は「福島県農林水産業試験研究体制整備計画（平成9年策定）」に沿って、試験研究体制の再編整備を着実に推進してまいりました。

さらに、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果、気象情報等を掲載している県のホームページ「うつくしま農林水産情報ネット」については、平成12年7月に開設されて以来、年間で約53千回のアクセス件数となるなど、大変、多くの方々に利用されています。

今後は、農林水産業を取り巻く情勢を踏まえ、効率的で効果的な試験研究が推進されるよう、第三者による評価結果も十分踏まえながら、技術開発の促進を図るとともに、情報システムのより一層の充実に努める必要があります。

### (3) アグリビジネスによる農業経営の発展

農業者が「農」を軸としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、伸長してきています。

県としましては、アグリビジネスの主たる担い手が農村女性によることから、主に、農業普及指導部門において個々の経営体にあった細やかな指導支援を展開してまいりました。

～「うつくしま、ふくしま。産直リーダーの集い」の開催～

平成13年9月3～4日に、三春町で開催された「うつくしま、ふくしま。産直リーダーの集い」においては、東北地方の産地直売所を開設している実践者等が約400名参加し、直売所のネットワークによる組織化と地産地消の理念の下に各種活動の積極的な展開を図る必要性が改めて確認されました。

今後は、「食」を巡る社会情勢の変化を踏まえ、個々の経営の質を向上させるとともに、地域における横の連携が図られるよう、各種の支援を図っていく必要があります。

## 5 県産農産物の消費拡大

### (1) 多様な消費者ニーズに合った農産物の安定生産・供給

現在、我が国の社会は、価値観や生活スタイルの多様化が進行するとともに、無駄な出費を避け、切り詰めるところはなるべく節約するという、新しい消費形態に突入しています。

このように変化する消費者ニーズに合った県産農産物を安定的に生産・供給していくため、県域及び地域毎の戦略作目や基幹作目を設定し、各品目の流通形態に沿った販売戦略を視野に入れながら、JA等の大型集出荷施設の整備や出荷規格の統一等の生産販売指導を展開してきました。

今後とも、社会経済情勢の変化に伴い、消費者ニーズは変化していくものと想定されるため、各産地において販売戦略を常に見直しながら、安定的に生産・供給していくことのできる足腰の強い産地体制を作っていくことが必要です。

### (2) 流通の合理化推進及び食品産業との連携強化

#### ア 流通の合理化推進

県内の農産物、とりわけ長期保存が困難な野菜や果実、花き等の青果物については、卸売市場を経由する市場流通が一般的となっています。

県としましては、「福島県卸売市場整備計画」に沿って、県内の卸売市場の整備促進に努めてきましたが、平成13年度には県の中央部に位置する「郡山市総合地方卸売市場（平成14年4月供用開始）」の整備等を実施しました。

今後も、本計画に基づき計画的な市場の整備を図っていくことが必要です。

#### ～「郡山市総合地方卸売市場」の概要～

- 位置 郡山市大槻町及び三穂田町地内（東北自動車道「郡山南インターチェンジ」に近接）
- 規模 土地面積；約20ha、建物面積；約41千㎡、駐車場；約1千5百台
- 流通圏域 30市町村、供給対象人口 675千人
- 業者の構成 《青果》卸3社、《水産》卸2社、《花き》卸1社
- 総事業費 約168億3千万円（建設・設備工事；約104億円、用地費 他；約64億3千万円）

また、食肉については、「福島県食肉流通合理化計画（平成12年2月策定）」に基づき、再編整備を推進した結果、平成11年時点の7ヵ所から平成22年目標年次の2ヵ所となりましたが、今後とも衛生水準の高い施設整備を計画的に進めることが必要です。

#### イ 食品産業との連携強化

本県の“食”の加工等に携わる食品産業には、地域の長い伝統や風土に培われ、地域産業として活躍している企業が数多くあります。農業は、これらの食品産業へ原料を提供する重要なパートナーとして、「福島県食品産業協議会」を通して、農業と食品産業の連携強化を図るため、情報の交換等を行う“場”の設定等に努めました。

今後は、「地産地消（地域で生産されたものを地域で消費すること）」の理念に沿って、出所の明らかな県内産原料を県内の食品産業に供給し、より多くの県民に支持されるような「商品づくり」を推し進めていくことが必要です。

### (3) 県産農産物の県内外への積極的なPR

県産農産物の県内外へのPRについては、各品目毎に各々の流通形態に沿って、より高い効果が上がるよう展開してまいりました。

特に、平成13年度は「うつくしま未来博」が須賀川市においてほぼ3ヶ月にわたって開催され、県農林水産部が出展した「農林水産館」において、県内外からの多くの来場者に対し、県産農産物の積極的なPR活動が行われました。

#### ア 米

米については、「もっと食べよう福島米」運動推進事業において、平成13年6月に「もう一杯！ 元気な手が出るふくしまごはん」をキャッチフレーズに毎月8日を「ごはんの日」と決めました。「ごはんの日」をPRするため、第1回目の「ごはんの日」に“はじめまして!! 「ごはんの日」イン未来博”をうつくしま未来博会場で開催するとともに、テレビCMの放送や7月と11月には県内主要駅で一般消費者に県産のサンプル米を配布しました。また、県内の小中学校において、米飯給食を実施する経費の助成を年2回実施しました。

さらに、地域米消費拡大対策事業において、県内の小中学校の児童・生徒を対象に「米の消費拡大ポスターコンクール」を行うなど、県産米の様々な消費拡大対策事業を展開しました。

また、JR東京駅に福島米の広告看板を設置したり、東京、大阪で新米試食会を行うなど、全国に向かって福島米の積極的なPRを行いました。

## イ 青果物

青果物につきましては、全国的で上位のシェアを誇るももをはじめとする果実や旬の野菜等のPR活動として、県外の主要都市で県三役やJA福島経済連の幹部等による「トップセールス」をミスピーチらとともに積極的に展開したほか、県産青果物を主に扱っていただく「ふくしまストアー」の設置（京浜・京阪神地区）、さらには各種宣伝媒体の活用等、本県青果物のイメージアップと販路の拡大を図りました。

- ・京浜地区トップセールス 平成13年8月7～8日（副知事出席）
- ・北海道地区トップセールス 平成13年8月1～2日（出納長出席）

### ～主要野菜・果実の流通状況（東京都中央卸売市場の占有率）～

《野菜》平成13年7～10月

きゅうり；33.8%（全国第1位）、トマト；12.5%（同第3位）、  
さやいんげん；60.6%（同第1位）

《果実》平成13年8～11月

もも；36.6%（全国第2位）、なし（幸水）；23.2%（同第1位）、  
りんご（ふじ）；2.8%（同第5位）

## ウ 麦・大豆

県産大豆について、県や生産者・流通団体等による「福島県麦大豆振興協議会」が中心となり、平成13年度に「福島県産大豆100%使用ロゴマーク」を作成し、実需者（豆腐・味噌・納豆製造業等）や消費者に対し、本県大豆の消費拡大をPRしました。



福島県産大豆100%使用  
ロゴマーク

## エ 畜産物

畜産物については、「うつくしま未来博」における「ふくしまミルクフェア2001（福島県牛乳普及協会主催）」の開催等による牛乳・乳製品のPR活動や、県内外での福島牛消費拡大・販売統一キャンペーン等による「福島牛」の流通・消費拡大を図りました。

また、BSEによる牛肉の消費低迷が続いたことから、“がんばれ、がんばる「福島牛」消費拡大対策”による県内での福島牛安全セミナーの開催や、学校給食への「福島牛」使用メニューの提供等に取り組む、消費の復活を目指した活動を積極的に展開しました。

今後とも、「食」と「農」を巡る社会情勢の変化を的確にとらえ、「顔」の見える生

産と消費の信頼関係を醸成するため、「地産地消」の理念の下、県内での県産農産物の消費拡大を強力に推進するほか、京浜市場等の国内の主要販売先に対しても積極的に創意工夫あふれるPR活動を展開していくことが必要です。

## 6 環境と調和した農業の推進

### (1) 「持続性の高い農業生産方式」の導入促進

農業の持続的発展と地球環境の保全のためには、「持続性の高い農業生産方式」の導入促進が必須条件となっています。

平成13年度は、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針(平成12年3月策定)」に基づき、「エコファーマー(県が認定する当該指針に基づく生産方式を導入している農業者)」の認定を進めてまいりました。平成14年3月現在、その数も全県で38名となり、今後の地域での活躍が期待されます。

さらに、社会全体での資源のリサイクルが大きな課題となっていることから、特に園芸作物の栽培により排出される農業用使用済プラスチックの適正処理について、「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針(平成9年4月策定)」に基づき、県全体で適正処理の推進に力をいれてまいりました。その結果、適正処理率は平成13年で39%(平成11年;22%)になりました。

今後とも、さらなる組織的回収に向け、地区農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を中心とした啓発活動を行っていく必要があります。

### (2) 「福島県有機性資源循環利用計画」の策定による家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

畜産経営で必ず排出される家畜排せつ物の適正処理と堆肥化等を推進するため、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(平成12年7月策定)」に基づき、畜産農家の家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を図りました。その結果、平成12年度末現在の施設整備率は50.1%(平成11年;49.8%)となり、着実な事業効果があらわれてきています。

また、食品リサイクル法の施行(平成13年5月1日)に伴い、食品残さ等の有機資源を肥料等へリサイクルする動きが本格化していることから、県関係部局による具体的な取組みに向けた推進体制を整備しました。

今後は、有機性資源を有効に活用し、持続性の高い農業を体系的・計画的に推進するため、「福島県有機性資源循環利用計画」を平成14年度中に策定し、当該計画に沿った具体的な行動計画の展開が必要です。

～農業農村整備事業における「自然環境保全等に配慮した事業の手引き」～

平成13年3月に、「うつくしま農村整備プラン21—福島県第5次土地改良長期計画—」が策定され、今後の事業実施方針の柱として「自然環境保全等に配慮した事業の推進」が掲げられています。

また、平成14年度から農業農村整備事業の新規採択地区を有する市町村では良好な自然環境等を資源としてとらえ、事業とこれらとの調和を図るための「田園環境整備マスタープラン」を策定することが義務付けられました。

県としましては、これらの動きに対応し、「自然環境保全等に配慮した事業の手引き」を平成14年6月に策定し、今後の農業農村整備事業の円滑な執行に役立てていくこととしています。

## 7 農業・農村の多面的機能を発揮した中山間地域の活性化

### (1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

農山村が持つ多面的機能については、国土の保全や災害対策等をはじめとして、生涯学習やレクリエーションの場、観光資源としても貴重な農村景観等の確保など、多様な観点から、県民の大きな期待が高まってきております。

このような農山村を含む中山間地域の多面的機能を維持・強化するため、「中山間地域等直接支払制度」に平成12年度から取り組み、平成13年度現在、その取組市町村数は68（前年比＋7市町村）、取組面積は13,817ha（前年比＋2,910ha）となり、交付金額は1,818百万円（前年比＋386百万円）となりました。

また、平成13年11月には須賀川市において、本制度のより一層の推進を目的として、「中山間地域等直接支払推進大会」を県内各地から約270名の参加者を得て、盛大に開催いたしました。

さらに、遊休農地対策総合支援事業により、市町村等が行う遊休農地解消のための活動等を積極的に支援いたしました。

今後は、これらの事業等を有効に活用し、耕作放棄地等の解消と中山間地域の活性化を図ることが必要です。

### (2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、気象条件に合った新規作物や新技術、さらには古くから伝えられてきた高齢者等の持つ卓越した生活技術等を巧みに活用した取組を支援してまいりました。



### ～県が支援した市町村の主な取組事例～

#### ●三島町

Iターン者と地元住民とが一体となって、伝統的特産品である「会津桐」を使った新製品開発や桐材の有効活用策を研究する桐工芸品制作グループを結成しました。

また、遊休農地を活用した桐のモデル林を設置して、地元の小学生を対象に植栽体験教室を実施し、次世代へ伝統を継承しました。

#### ●猪苗代町

水稻の生産調整対策として振興されてきた「そば」の消費拡大を図るため、古くから伝えられてきた「祝言（しゅうげん）そば」を商品化するとともに、町内そば店のスタンプラリー等を実施し、「そばの里猪苗代」を積極的にアピールしました。

#### ●檜枝岐村

本県の代表的な国立公園である「尾瀬」を最大限に活用するため、身近に体験できる施設として村内に「ミニ尾瀬公園」を整備するとともに、村の景観美を創出し、新しい交流人口の増加を図りました。

#### ●岩代町

遊休桑園の転換と、高齢者にも比較的容易に栽培可能な新規作物として「山フキ」と、水田転作田を活用した「りんどう」をはじめとする切り花栽培を推進しました。

また、地域住民の意見や創意を取り入れた「むらづくり計画」に基づき、地域活性化を目的とした各種施策を展開する「中山間地域等農業・農村総合支援事業」に、次の3町村が取り組みました。

#### ●館岩村（館岩地域）

そば、赤かぶ等地域特産物の生産安定と高付加価値化による農家所得の向上並びに豊かな自然、伝統文化、地域特産物等を生かした都市農村交流による地域活性化

#### ●飯館村（飯館地域）

直売所、グリーン・ツーリズム等の情報発信による地産地消と都市農村交流の推進、施設園芸の導入によるモデル農家の育成と産地確立

#### ●西会津町（西会津地域）

高齢化時代に対応した農業システムの構築、地域コミュニティの醸成、保健・医療・福祉が一体となったトータルケア体制の確立

今後とも、本県の大宗を占める中山間地域の持つ多面的機能は、益々、重要となることが予想されるため、特色ある立地条件を生かした農業を、関係機関を上げて推進していく必要があります。

### (3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色あふれる地域資源を活用し、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化による地域活性化は、本県の農業・農村を振興していく上で、大変有効であり、特に、都市との交流により地域に対するインパクトを得ることを目的として、グリーン・ツーリズムの振興施策を展開してきました。

また、中山間地域の特産物を利用した食品加工流通施設やグリーン・ツーリズムの推進に必要な施設の整備等について、事業主体となる市町村を支援してまいりました。

今後は、社会経済情勢の変化に的確に対応した多様な形態のグリーン・ツーリズムを推進したり、各地域に整備された交流施設のネットワーク化を図るなど、創意工夫あふれる推進施策を展開する必要があります。



# 福島県農業・農村振興条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第6条）

#### 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

##### 第1節 農業及び農村振興の基本方針（第7条）

##### 第2節 農業及び農村振興の主要施策（第8条―第18条）

#### 第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進（第19条―第22条）

### 附則

福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。

近年、世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。

このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境を調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくために

は、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境と調和のとれた持続的に発展する農業の確立と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念ののっとり、国、市町村、農業者及び農業関係団体並びに消費者等と連携を図り、農業及び農村に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、国に対して農業及び農村に関する施策の提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、当該市町村の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業及び農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(農業者及び農業関係団体の努力)

第5条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全かつ良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、農業及び農村の振興に関し積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、農業及び農村に対する理解と関心を深め、農業及び農村への認識を広く共有するとともに、県産農産物の消費及び利用を進めることにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

## 第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策

### 第1節 農業及び農村振興の基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努め

ること。

五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

### 第2節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第8条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第9条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第10条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第11条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第12条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第13条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第14条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の

育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第15条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第16条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 農業及び農村の振興に関する 施策の推進

(基本計画の策定)

第19条 知事は、農業及び農村の振興に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

2 基本計画は、農業及び農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

(年次報告)

第20条 知事は、毎年、福島県議会に農業及び農村

の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第21条 県は、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発)

第22条 県は、農業及び農村の振興に関する県民理解の促進のための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[平成13年3月27日公布(施行)]

